

大田区介護人材スポットワーク 導入支援補助事業

介護事業者向け説明会

令和8年6月23日、30日

大田区福祉部福祉管理課

本日の説明内容

- | | | | |
|----|----------------|----|-----------|
| 01 | 事業の目的 | 08 | 申請手続きの流れ |
| 02 | 補助金の交付対象者 | 09 | 実績報告の提出書類 |
| 03 | 補助対象経費 | 10 | 注意事項 |
| 04 | スポットワーカーの要件 | | |
| 05 | 補助上限額 | | |
| 06 | スポットワークサービスの要件 | | |
| 07 | スケジュール | | |

01 事業の目的

区内介護事業所等において、短時間・単発の就労を仲介する『スポットワークサービス』
を利用するための経費を助成することで、潜在的な介護職員（介護福祉士等の資格を有し
現時点では介護職等として就業していない方）の新規就労や復職を促進し、介護事業所等
における人材確保や就業環境の整備を支援する。

- ✓ 本補助事業によりスポットワークサービスを試行的に活用
- ✓ スポットワークサービスが長期的な人材確保策として有効であることを検証いただく

※大田区介護人材スポットワーク導入支援補助金交付要綱(以下、要綱という)に基づき実施します。

02 補助金の交付対象者

補助金の交付対象者は、次のいずれにも該当する法人となります。

- ▶ 大田区内に所在する事業所や施設において、介護保険法または老人福祉法に基づく対象サービスを運営していること（※詳細は次スライドを参照）
- ▶ 区税を滞納していないこと
- ▶ 同一経費について、国・東京都・その他の公的機関から補助金等の交付を受けていないこと
- ▶ 暴力団・暴力団員・暴力団関係者でないこと
- ▶ 労働関係法令を遵守していること
- ▶ 本補助金の交付を受けたことがないこと（1法人につき1回限りの交付）

☒ 補助金の交付は、1法人につき1回限り。

既に補助金の交付を受けた法人は、交付額が10万円に満たない場合であっても、再度の交付申請をすることはできません。

02 補助金の交付対象者― 対象サービス一覧

介護保険法に基づくサービス

- ・ 訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション
- ・ 通所介護、通所リハビリテーション・短期入所生活介護
- ・ 特定施設入居者生活介護
- ・ 地域密着型サービス各種（認知症対応型共同生活介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護、地域密着型通所介護）
- ・ 介護老人福祉施設（特養）、介護老人保健施設、介護医療院

老人福祉法に基づく施設

- ・ 養護老人ホーム
- ・ 軽費老人ホーム（都市型軽費老人ホームを含む）

03 補助対象経費

① サービス利用料

- ・ スポットワークサービスの提供事業者に支払ったサービス利用料

※消費税・地方消費税・振込手数料は除く

② スポットワーカーへの給与

- ・ スポットワーカーに支払った給与（交通費その他手当を含む）

【対象外】 交付決定前に雇用した経費

【対象外】 令和9年3月31日までに支払いが完了していない経費

【対象外】 要綱で規定するスポットワーカーの要件を満たさない場合の経費
※詳細は次スライドを参照

04 スポットワーカーの要件（以下のいずれにも該当していること）

【要件①：有資格者であること】

介護福祉士／実務者研修修了者／介護職員初任者研修修了者／看護師／
その他区長が認める資格・研修修了者であること

☑ 確認方法：スポットワークサービスのシステム上、または雇用当日に資格証の提示等により確認すること

【要件②：潜在的な介護人材であること】

雇用契約締結時において、他の介護事業所に介護職等として就業していないこと

☑ 対応方法：求人掲載の際に「他の介護事業所に介護職等として就業していないこと」などを応募要件として明記すること

05 補助上限額

補助の上限額は、1 法人あたり10万円です。

補助率は10/10となります。

※申請額が10万円以下の場合の交付額は、要綱をご確認ください。

- ✓ 1,000円未満の端数は切捨て
- ✓ 既に交付を受けた法人は、交付額が上限額に満たない場合でも再度交付申請をすることはできません。

06 スポットワークサービスの要件（以下のいずれかに該当していること）

条件① 有資格者に特化したサービス

- サービス登録時にワーカーが自身の資格情報を入力、証明する仕組みがある有資格者に特化したスポットワークサービス

条件② 資格確認の仕組みを有するサービス

- 登録時または雇用契約締結時に有資格者であることを確認する仕組みを有するサービスであること

※申請前に、利用予定のサービスが上記いずれかの条件を満たすか必ず確認してください。

07 スケジュール

令和8年6月～ : 交付申請受付開始(申請期限は令和9年2月15日まで)



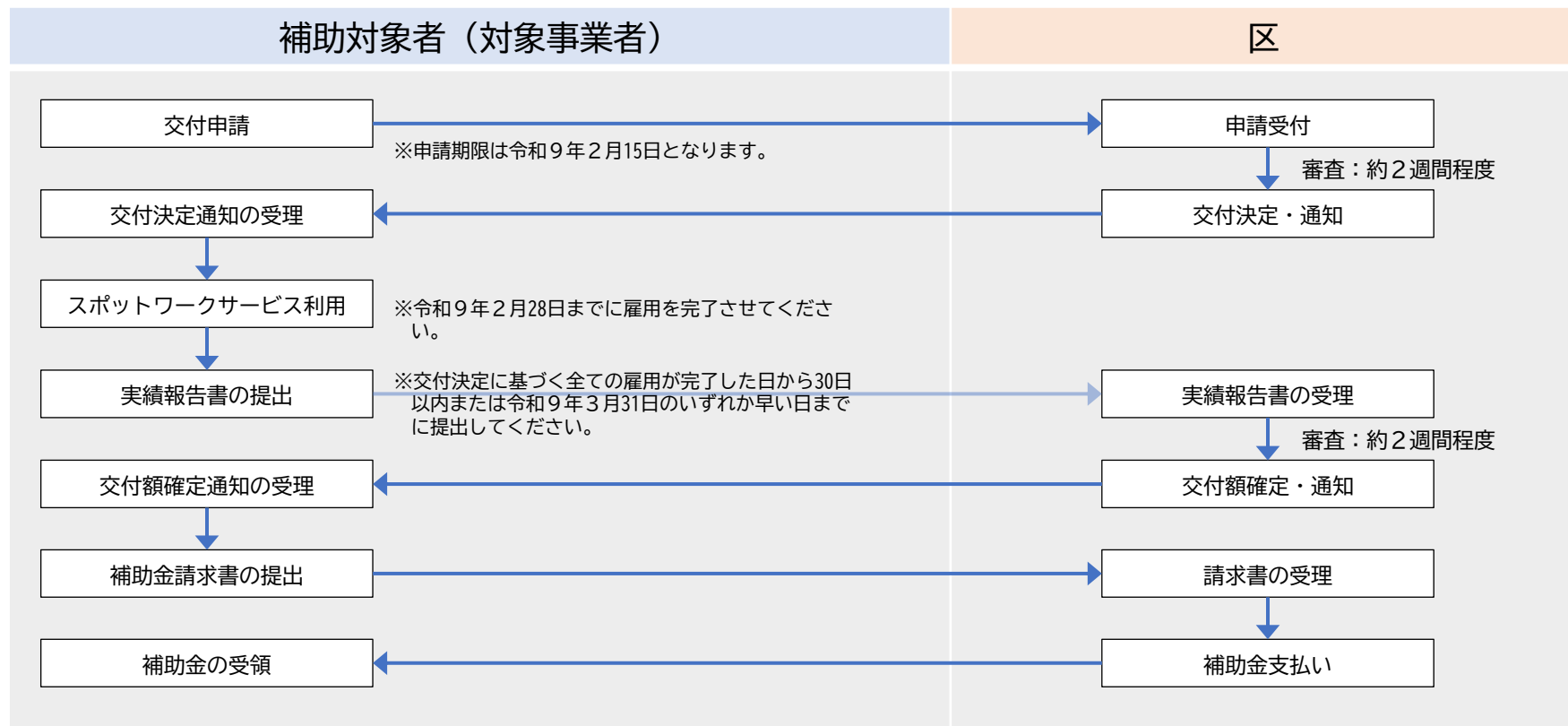
交付決定日～令和9年2月28日：スポットワークサービスの利用期間（必ず交付決定後に雇用）



令和9年3月31日：実績報告書の提出締切

△ 交付申請額が予算に達した場合、申請期間内であっても受付を締め切ります。
お早めの申請をお勧めします。

08 申請手続きの流れ



09 実績報告の提出書類

- ① サービス利用料を証する書類（請求書・領収書 等）
- ② サービス利用料の内訳が確認できる書類（サービス提供事業者発行の明細書 等）
- ③ スポットワーカーへの給与を証する書類（賃金台帳・振込明細 等）
- ④ その他区長が必要と認める書類（必要に応じて個別にご連絡します）
- ⑤ 支払金口座振替依頼書（交付決定通知の際に送付します）

※提出期限：交付決定に基づく全てのスポットワークサービスの雇用完了の日から30日以内

または

令和9年3月31日

のいずれか早い日

10 注意事項

- ・ スポットワーク利用は必ず交付決定後に開始してください。（交付決定前の経費は補助対象外）
- ・ 補助金の交付は1法人につき1回限りです。（交付額が上限10万円未満でも再申請不可）
- ・ 交付決定後に内容の変更（申請額の増額等）や中止（本補助によるスポットワークサービスの利用を取りやめる場合）が生じた場合は、速やかに変更・中止承認申請書を区へ提出してください。
- ・ 予算に達した場合は受付を締め切る場合があります。

ぜひ、ご活用ください！

- ・ 申請書類など詳細は大田区ホームページをご確認ください。
<https://www.city.ota.tokyo.jp/seikatsu/fukushi/kaigo/20260609.html>
- ・ ご不明点、ご相談は下記担当までお問い合わせください。
- ・ 本説明会を踏まえてご質問がありましたら、以下のURLまたは2次元コードから質問フォームにてご質問ください。
回答は7月中旬に大田区ホームページにて公開いたします。
※質問フォームの入力期限 令和8年7月6日（月）17時

↓ 質問フォーム ↓

<https://logoform.jp/form/8BrJ/1653296>

または⇒

